

2 各介第 1 0 4 号
令和 2 年 7 月 7 日

各務原市内介護保険サービス事業所等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

高齢者福祉施設等における非常災害対策の強化及び対応の徹底等について

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、熊本県南部での豪雨による河川氾濫により、浸水した特別養護老人ホームで多数の心肺停止の方等が発見される等、大変痛ましい被災事案が発生しております。

本事案に関しまして、市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者及び管理者に対しては、水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 19 日法律第 31 号）により改正された水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。

また、訪問系サービスを除くすべての介護保険施設等におかれましては、介護保険法等の事業法や関連する通知等により、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施が義務付けられています。

つきましては、避難確保計画及び非常災害対策計画の作成並びに避難訓練の実施を行っていただいているところではありますが、引き続き、防災対策を徹底していただけますようお願い申し上げます。

【関連通知等】

・避難確保計画関係

「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」（平成 29 年 6 月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）

・非常災害対策計画関係

「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成 29 年 1 月 31 日老総発 0 1 3 1 第 1 号、老高発 0 1 3 1 第 1 号、老振発 0 1 3 1 第 1 号、老老発 0 1 3 1 第 1 号）

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係			
係 長	大 丸	担 当	山 村
T E L	058-383-2067（直通）		
F A X	058-383-6365（代表）		
E-mail	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp		